



法施行条例（案）	行政不服審査法	情報公開・個人情報保護審査会設置法	現行条例
<p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第●条 審議会は、第●条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。))以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第●条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(審査請求の制限)</p> <p>第十五条 この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(審査請求の制限)</p> <p>第十五条 この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第五十八条 審議会は、第五十四条第三項若しくは第四項又は第五十六条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審議会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審議会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第五十九条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p>

法施行条例（案）	行政不服審査法	情報公開・個人情報保護審査会設置法	現行条例
<p>(答申書の送付等)  <b>第●条</b> 審議会は、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(答申の尊重義務)  <b>第●条</b> 諮問庁は、審議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(審議会の運営に関する委任)  <b>第●条</b> <b>第●条</b>から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議場に諮って定めるものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)  <b>第七十九条</b> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)  <b>第十六条</b> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(政令への委任)  <b>第十七条</b> この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(答申書の送付等)  <b>第六十条</b> 審議会は、第四十三条第一項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(答申の尊重義務)  <b>第六十一条</b> 諮問実施機関は、審議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(審議会の運営に関する委任)  <b>第六十二条</b> 第五十二条から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議場に諮って定めるものとする。</p>